

＜排出事業者の皆様へ＞水銀の廃棄方法が変わります！

水銀廃棄物に係る廃棄物処理法政省令の改正について

世界的に問題となっている水銀の人為的な排出から人の健康や環境を保護するため、「水銀に関する水俣条約」が採択・発効されたことを受け、国内の水銀対策の一環として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律政省令が改正されました。

改正にあたり、排出事業者の皆様にも新たにご対応いただく事項がありますので、改正事項のうち、水銀廃棄物の排出に係る事項についてお知らせします。

※このお知らせは、改正事項の全てに触れたものではありませんので、改正の詳細については、高崎市産業廃棄物対策課ホームページのほか、環境省ホームページや、環境省が発出している「水銀廃棄物ガイドライン」等をご確認いただき、水銀廃棄物の適正処理の推進にご協力をお願いいたします。

1. 水銀廃棄物の指定について

●廃水銀等(別表1)が特別管理産業廃棄物に指定されました。

別表1 環境省令で定める廃水銀等

①以下の特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品産業廃棄物(別表2)に封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く)

- ・水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
- ・水銀使用製品の製造の用に供する施設
- ・灯台の回転装置が備え付けられた施設
- ・水銀を媒体とする測定機器(ポロシメーター等が対象。水銀使用製品は除く。)を有する施設
- ・国又は地方公共団体の試験研究機関
- ・大学及びその附属試験研究機関
- ・学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
- ・農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
- ・保健所 ・検疫所 ・動物検疫所 ・植物防疫所 ・家畜保健衛生所 ・検査業に属する施設
- ・商品検査業に属する施設 ・臨床検査業に属する施設 ・犯罪鑑識施設

②水銀若しくはその化合物が含まれている物(一般廃棄物を除く)又は水銀使用製品産業廃棄物から回収された廃水銀

●水銀含有ばいじん等(別表2)及び水銀使用製品産業廃棄物(別表3)が指定されました。

別表2 環境省令で定める水銀含有ばいじん等

- ①ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいであって、15mg/kgを超えて水銀を含有するもの
- ②廃酸又は廃アルカリであって、15mg/Lを超えて水銀を含有するもの

別表3 環境省令で定める水銀使用製品産業廃棄物

① 以下の水銀使用製品が産業廃棄物となったもの

- 1) 水銀電池 2) 空気亜鉛電池 3) スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。)*
 4) 蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。)* 5) HID ランプ(高輝度放電ランプ)*
 6) 放電ランプ(蛍光灯及びHID ランプを除く。)* 7) 農薬 8) 気圧計 9) 湿度計 10) 液柱形圧力計
 11) 弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)* 12) 圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)* 13) 真空計*
 14) ガラス製温度計 15)水銀充满圧力式温度計* 16) 水銀体温計 17) 水銀式血圧計 18) 温度定点セル 19) 顔料*
 20) ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。) 21) 灯台の回転装置 22) 水銀トリム・ヒール調整期
 23) 水銀抵抗原器 24) 差圧式流量計 25) 傾斜計 26) 周波数標準機 27) 参照電極 28) 握力計 29) 医薬品
 30) 水銀の製剤 31) 塩化第一水銀の製剤 32) 塩化第二水銀の製剤 33) よう化第二水銀の製剤
 34) 硝酸第一水銀の製剤 35) 硝酸第二水銀の製剤 36) チオシアン酸第二水銀の製剤 37) 酢酸フェニル水銀の製剤
 * 顔料について、*印のある水銀使用製品産業廃棄物に塗布されたものは、*印の水銀使用産業廃棄物に該当する。

② ①を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品が産業廃棄物となったもの

(*印のあるものに係るものを除く。)

③ ①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品が産業廃棄物となったもの

2. 水銀廃棄物の保管・処理委託にあたって必要な事項について

改正政省令では、上記の水銀廃棄物についての保管基準や処理委託基準等も定められており、水銀廃棄物を排出する際には、従来の基準に加えて以下の対応が必要になります。

	廃水銀等	水銀含有ばいじん等	水銀使用製品産業廃棄物
保管	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散、流出、揮発及び腐食防止措置 ・高温にさらされない措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板への表記 	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板への表記 ・他の廃棄物と混合しないための措置
処理委託	<ul style="list-style-type: none"> ・廃水銀等の処理が許可に含まれる処理業者に委託 ・委託契約書及びマニフェストへの記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀含有ばいじん等の処理が許可に含まれる処理業者に委託 ・委託する産業廃棄物に水銀含有ばいじん等が含まれている旨を委託契約書及びマニフェストに記載 ・水銀含有ばいじん等の数量をマニフェストに記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・水銀使用製品産業廃棄物の処理が許可に含まれる処理業者に委託 ・委託する産業廃棄物に水銀使用製品産業廃棄物が含まれている旨を委託契約書及びマニフェストに記載 ・水銀使用製品産業廃棄物の数量をマニフェストに記載

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等には水銀の回収を義務付けるもの(回収義務あり品)もあり、委託する廃棄物が回収義務あり品の場合には、水銀の回収が許可に含まれた処理業者に委託しなければなりません。水銀廃棄物を排出する際には、当該廃棄物の回収義務の有無及び処理業者の許可内容についてよく確認してください。

※処理の委託にあたっては、必要に応じて WDS(廃棄物データシート)を活用するなど、適正な処理のために必要な情報の提供を行ってください。

ご不明な点等ありましたら、高崎市産業廃棄物対策課までお問い合わせください。

問い合わせ先
 〒370-8501
 群馬県高崎市高松町35-1
 高崎市 産業廃棄物対策課 審査担当
 027-321-1325(直通)